

令和 6 年度 盛岡広域観光 P R 動画制作業務 企画コンペ実施要領

この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する令和 6 年度 盛岡広域観光 P R 動画制作業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務名及び数量
「令和 6 年度 盛岡広域観光 P R 動画制作業務」一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和 7 年 3 月 14 日まで
- (3) 業務の仕様
資料 2 「業務仕様書」のとおり。
- (4) 予算額
2,000,000 円以内（税込）

2 参加者の資格要件に関する事項

参加者は、以下に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）のすべてを満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も可とするが、この場合は、代表者を定めたいえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格】

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加届出書類の提出の日から県が委託候補者を決定するまでの期間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

- (1) 担当部署
盛岡広域振興局経営企画部産業振興室 担当：佐藤
住所：〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号 盛岡地区合同庁舎

電話：019-629-6512、F A X：019-629-6529

E-mail：BA0001@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する次の実施要領等について、岩手県ホームページに掲載する。

トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>)

「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

資料 1 企画コンペ実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

様式

資料 3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問を【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和 6 年 5 月 10 日（金）午後 5 時まで

イ 受付先 上記 3 の(1)のとおり。

ウ 提出方法 電子メール又は F A X による。

エ 回答方法 受付した質問項目と回答を取りまとめて、岩手県ホームページで公表する。

オ 回答期日 令和 6 年 5 月 15 日（水）

(4) 参加届出書類の提出

参加者は、以下により参加届出書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

【様式 1-2】 企画コンペ参加届出書

【様式 1-3】 会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主な受注実績

イ 提出期限 令和 6 年 5 月 20 日（月）必着

ウ 提出先 上記 3 の(1)のとおり。

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(ア) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までに持参すること。

(イ) 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により期日までに必着のこと。

オ 参加届出書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は企画コンペに参加できないものとする。

カ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、「6 委託候補者の選定等に関する事項」に定める審査委員による審査の実施日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

4 企画提案に関する事項

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、資料 2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、企画提案書等を作成する。

【様式2】令和6年度 盛岡広域観光PR動画制作業務企画提案書（任意様式可）

【様式3】見積書（任意様式可）

※ 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額及び税額等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出部数 各4部

イ 提出期限 令和6年5月29日（水）必着

ウ 提出先 上記3の(1)のとおり。

エ 提出方法 持参又は郵送による。

(ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに持参すること。

(イ) 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により期日までに必着のこと。

オ 提案は、参加者1者につき1提案とし、複数の提案は認めない。また、提出した企画提案書等の書換え、引換、撤回又は再提出を認めない。

(3) 企画提案の無効

上記3の(4)オ及びカにより参加することができない者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法（明治30年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ 上記1の(4)の予算額を超えた提案

エ その他、本企画コンペに関する条件に違反した事案

5 企画提案に関するその他事項

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など、日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果、生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費

すべて参加者が負担するものとする。

6 委託候補者の選定等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画コンペ提案審査要領」に基づき、審査委員による書面審査により行う。

(2) 審査委員による審査（予定）

ア 実施日 令和6年5月30日（木）から6月12日（水）まで書面による審査

イ 実施方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。

(イ) 審査委員から企画提案内容について質問があった場合には、令和6年6月3日（月）

午前 12 時までに参加者に連絡するものとし、令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時まで
に回答を求めるものとする。

(3) 委託候補者の決定

ア 県は、審査委員による審査結果に基づき、第 1 順位の委託候補者を決定する。

イ 県は、委託候補者を決定した後、速やかにその結果に参加者に書面で通知する。

ウ 県と委託候補者とは、契約締結に向けて委託候補者の企画提案の内容に則して必要な
協議・調整を行うものとする。

エ ウの結果、契約内容について双方が合意に至らない場合、県は、次点の者と契約締結
に向けて協議・調整を行うものとする。

(4) 企画コンペ参加の辞退

ア 参加予定者が企画提案書等を提出しない場合は、令和 6 年 5 月 29 日（水）午後 5 時
（必着）までに、【様式 1-4】「企画コンペ参加辞退届」を上記 3 の(1)あて、持参又は郵
送により提出すること。

イ アにより企画コンペの参加を辞退した者は、このことを理由に、これ以降、県が実施
する他の企画提案募集等において不利益な取扱いを受けることはない。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）により判断する。

(3) 企画提案書の位置付け

委託候補者との契約締結に当たっては、企画提案内容を直ちに契約内容とするもので
はなく、県と委託候補者は、提案内容について必要な協議・調整を行い、契約内容につい
て双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

したがって、提出した見積額が必ずしも契約額とならない場合があること。また、県と
第 1 順位の委託候補者が契約内容について合意に至らない場合、県は同者との交渉を打ち
切り、次点の者との協議・調整に移行する場合があること。

(4) 委託料の支払い

原則として委託業務完了後の精算払いとするが、業務の実施計画等に応じて前金払いと
する場合があること。

8 公正な企画コンペの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び
提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなけれ
ばならない。

(3) 参加者は、県が委託候補者を決定する前に、他の参加者に対して意図的に企画提案書を
開示してはならない。

(4) 候補者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行す
ることができないと判断するときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コ
ンペの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

【企画提案に関するスケジュール（一部、再掲）】

- 令和6年4月25日（木） 企画提案の公募開始（県ホームページに実施要領等を掲載）
- 令和6年5月10日（金）午後5時 質問票の提出期限
- 令和6年5月15日（水） 質問票への回答期日
- 令和6年5月20日（月） 企画コンペ参加届出書の提出期限
- 令和6年5月29日（水） 企画提案書等の提出期限
- 令和6年5月29日（木）午後5時 企画コンペ参加辞退届の提出期限
- 令和6年5月30日（木）～6月12日（水） 審査委員による企画提案書の書面審査
- 令和6年6月5日（水）午前12時 企画提案内容に対する参加者への質問提出期限
- 令和6年6月7日（金）午後5時 上記質問に対する参加者の回答期限
- 令和6年6月中旬 委託候補者決定
- 令和6年6月下旬 委託契約締結